

平成22年11月12日

第2231号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 公共測量実施の通知（523・建設管理課）……………1
- 道路の供用開始（524・鹿角地域振興局建設部）……………1
- 建設業の許可の取り消し（525・秋田地域振興局総務企画部）……………1
- 道路の供用開始（526・秋田地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（527・平鹿地域振興局総務企画部）……………2
- 道路の供用開始（528・雄勝地域振興局建設部）……………2

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………3
- 海区漁業調整委員会指示
- はたはた採捕の制限（3）……………3

告 示

秋田県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり東北森林管理局から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量「航空レーザ計測による森林資源（蓄積）調査」
- 2 作業を行う地域
大館市黒沢他
- 3 作業を行う期間
平成22年9月1日から平成23年3月10日まで

秋田県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	103号及び104号	鹿角市十和田岡田字中野平26番2地先から字中野40番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年11月12日から同月25日まで

秋田県告示第525号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年10月29日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社三笠建築設計事務所
秋田市泉中央二丁目8番1号
取締役 齊 藤 弘 毅
秋田県知事許可(般-18)第80226号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年10月29日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	男鹿半島線	男鹿市船川港椿字家ノ後12番地先から字東63番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年11月12日から同月25日まで

秋田県告示第527号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年11月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
西田建設 株式会社
横手市平鹿町下吉田字下福田街道上124番地1
代表取締役 西 田 勉
秋田県知事許可(般-21)第2179号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年11月2日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間

県 道	湯沢雄物川大曲線	湯沢市角間字堰添31番地先から字馬場362番2まで
-----	----------	---------------------------

- 2 供用開始の期日 平成22年11月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年11月12日から同月25日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年11月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成22年11月12日

秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。

ただし、第二種共同漁業権を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣りを除く。）、やす、は具若しくは徒手により採捕する場合は、この限りでない。

- 1 禁止区域
水深30メートル以浅の沿岸海域
- 2 禁止期間
告示の日から平成23年1月31日まで

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号